

釧路市障がい者差別解消支援地域ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第17条の規定に基づき、本市における障がいを理由とする差別に関する相談等について情報を共有し、障がいを理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして、釧路市障がい者差別解消支援地域ネットワーク(以下「地域ネットワーク」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第18条第1項に規定する事務
- (2) 障がい者差別解消についての広報・啓発活動の推進に関すること。
- (3) その他障がい者差別解消に関する必要な事項

(構成)

第3条 構成員は、釧路市障がい者自立支援協議会権利擁護部会員、学識経験者、障がい者、民間事業者、その他必要と認められる者のうちから、障がい福祉課長が依頼する。

- 2 構成員の選任期間は、釧路市障がい者自立支援協議会権利擁護部会の選任期間と同じ期間とし、再任を妨げないものとする。
- 3 構成員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 地域ネットワークに会長、副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総理し、必要に応じて地域ネットワークを招集する。
- 4 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は、構成員としての任期と同じにする。

(関係者の意見聴取)

第5条 地域ネットワークは、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 会長は、専門的又は臨時的な議題等について協議を行うため、部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第7条 地域ネットワークの事務に従事する者又は事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 地域ネットワークの運営にかかる庶務は、釧路市福祉部障がい福祉課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。